

日薬業発第 28 号
令和 6 年 4 月 12 日

都道府県薬剤師会
健康サポート薬局研修 研修実施責任者 殿

日本薬剤師会
副会長 渡邊 大記

健康サポート薬局に係る研修について（その 80）
（令和 6 年能登半島地震による健康サポート薬局研修修了証の特例措置について）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 3 月 8 日付け日薬業発第 474 号「健康サポート薬局に係る研修について（その 77）（令和 6 年能登半島地震による災害に伴う健康サポート薬局に係る研修の取扱いについて）」にて、被災した薬剤師の研修修了証の有効期間を延長についてご連絡したところです。

今般、日本薬剤師研修センターとの協議の上、下記のとおり、特例措置を設けることといたしましたので、貴会関係会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

○対象者

以下を全て満たす者

- ・ 研修修了証の研修受講地が「石川県」の者
- ・ 研修修了証の有効期限が令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日の者

○特例での有効期限の延長期間

研修修了証の有効期限より 1 年間延長

○留意事項

- ・ 本特例措置を適用しても延長前の有効期限から 6 年間の有効期限での研修修了証が発行されます。
- ・ 延長期間内に研修会 A を受講して、更新申請されない場合は、遡及的に研修修了証の有効期限で失効扱いとなります。

○申請方法

更新申請の際に、日本薬剤師研修センターホームページ上に掲載されている所定の様式を更新申請書類と併せてご提出ください。なお、更新申請は特例措置を適用する場合においても延長後の有効期限の 2 か月前までにご申請をお願いします。

以上